

この場合、「わずかに」上回るとは、原則として5度以内をいいますが、参考可動域角度が大きいせき柱（頸部）の屈伸及び回旋、肩関節の屈伸及び外転、手関節の屈伸並びに股関節の屈伸について「著しい機能障害」を認定する場合は、10度以内をいいます。

(3) 主要運動が複数ある関節の機能障害の評価について

主要運動が複数ある肩関節と股関節の機能障害については、いずれか一方の主要運動の可動域が、健側の1/2以下に制限されている場合には「関節の機能に著しい障害を残すもの」（第10級）と、また、同じく3/4以下に制限されている場合には「関節の機能に障害を残すもの（第12級）」と認定することとしました。

なお、「関節の用を廃したもの（第8級）」として認定するためには、従来どおり、いずれの主要運動も強直の状態にあることが必要となります。

(4) 「関節の強直」について

「関節の用を廃したもの」等の認定のための要件である「関節の強直」の程度を以下のように明確にしました。

「関節の強直」とは、「関節の完全強直又はこれに近い状態」であり、「これに近い状態」とは関節可動域が健側の「10%程度」以下に制限されているものとしました。ここでいう「10%程度」とは、健側の関節可動域角度（せき柱にあっては、参考可動域角度）の10%に相当する角度を5度単位で切り上げた角度です。例えば、ひざ関節の屈曲に大きな可動域制限があり、健側の可動域が130度である場合は、可動域制限のある関節の可動域が、130度の10%を5度単位で切り上げた15度以下であれば、ひざ関節の強直となります。

なお、肩関節の可動域制限の有無・程度には肩甲骨の動きも関係することから、「エックス線写真により肩甲上腕関節がゆ合し骨性強直していることが確認できるもの」については、「関節の強直」とすることにしました。